

経済産業省企業活動基本調査規則（抜粋）

最終改正 平成 22 年 3 月 30 日
経済産業省令第 16 号

統計法（昭和 22 年法律第 18 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき、通商産業省企業活動基本調査規則を次のように制定する。

（省令の目的）

第1条 統計法（平成 19 年法律第 53 号。以下「法」という。）

第 2 条第 4 項に規定する基幹統計である経済産業省企業活動基本統計を作成するための調査（以下「企業活動基本調査」という。）の施行に関しては、この省令の定めるところによる。

（調査の目的）

第2条 企業活動基本調査は、企業の活動の実態を明らかにし、企業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

（定義）

第3条 この省令において「企業」とは、持分会社（会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社をいう。）及び株式会社をいう。

（調査の期日）

第4条 企業活動基本調査は、毎年 3 月 31 日（以下「調査日」という。）現在によって行う。

（調査の範囲）

第5条 企業活動基本調査は、法第 2 条第 9 項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる大分類 C 一鉱業、採石業、砂利採取業、大分類 E 一製造業、大分類 F 一電気・ガス・熱供給・水道業（中分類 35 一熱供給業及び中分類 36 一水道業を除く。）、大分類 G 一情報通信業のうち別表第 1 に掲げる業種、大分類 I 一卸売業、小売業、大分類 J 一金融業、保険業のうち小分類 643 一クレジットカード業、割賦金融業、大分類 K 一不動産業、物品賃貸業のうち中分類 70 一物品賃貸業（小分類 704 一自動車賃貸業、細分類 7092 一音楽・映像記録物賃貸業（別掲を除く）及び細分類 7099 一他に分類されない物品賃貸業はレンタルを除く。）、大分類 L 一学術研究・専門・技術サービス業のうち別表第 2 に掲げる業種、大分類 M 一宿泊業、飲食サービス業のうち中分類 76 一飲食店（細分類 7622 一料亭、小分類 765 一酒場、ビヤホール及び小分類 766 一バー、キャバレー、ナイトクラブを除く。）及び中分類 77 一持ち帰り・配達飲食サービス業、大分類 N 一生活関連サービス業、娯楽業のうち別表第 3 に掲げる業種、大分類 O 一教育、学習支援業のうち別表第 4 に掲げる業種及び大分類 R 一サービス業（他に分類されないもの）のうち別表第 5 に掲げる業種に属する事業所を有する企業のうち、従業者 50 人以上かつ資本金額又は出資金額 3,000 万円以上のもの（以下「調査企業」という。）について行う。

（調査事項）

第6条 企業活動基本調査は、次の各号に掲げる事項について行う。

- 1 企業の名称及び所在地
- 2 資本金額又は出資金額
- 3 企業の設立形態及び設立時期

4 直近一年間の組織再編行為の状況

5 企業の決算月

6 事業組織及び従業者数

7 親会社、子会社・関連会社の状況

8 資産・負債及び純資産並びに投資

9 事業内容

10 取引状況

11 事業の外部委託の状況

12 研究開発及び人材の能力開発

13 技術の所有及び取引状況

14 企業経営の方向

（調査票の様式）

第7条 企業活動基本調査は、経済産業大臣が定める様式による企業活動基本調査票（以下「調査票」という。）によって行う。

2 経済産業大臣は、前項の様式を定めたときは告示する。

（報告義務）

第8条 調査企業を代表する者（以下「報告義務者」という。）は、第 6 条各号に掲げる事項について報告しなければならない。

（調査の方法）

第9条 企業活動基本調査は、経済産業大臣がその報告義務者に配布する調査票によって行う。

2 報告義務者が調査票の配布を受けなかったときは、経済産業大臣にその旨を申し出て、調査票の配布を受けなければならない。

（調査票の提出）

第 10 条 報告義務者は、調査票に所定の事項を記入し、記名した上、調査日の属する年の 5 月 16 日から 7 月 15 日までの間に経済産業大臣に提出しなければならない。

2 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 3 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して報告義務者が調査票を提出する場合は、経済産業省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成 15 年経済産業省令第 8 号）第 3 条第 3 項の規定は、適用しない。

第 11 条 削除

（集計及び公表）

第 12 条 経済産業大臣は、調査票を審査した上、集計し、その結果を速やかに公表する。

（調査票等の保存期間）

第 13 条 経済産業大臣は、調査票及び集計表を 2 年間保存する。

2 経済産業大臣は、調査票及び集計表を収録した電磁的記録（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を永年保存する。

附 則

第 1 条 この省令は、公布の日から施行する。

第 2 条及び別表以下省略。